

## 香芝市遠隔手話通訳(テレビ電話)サービスについて

このサービスは、「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」が、令和2年4月に制定されたことに伴い、障がい者が情報を取得しやすい環境を整備することを目的として、聴覚に障がいをお持ちの方(手話が必要な方)が香芝市役所での各種手続きを行う際に、社会福祉課に配置している専任手話通訳者と市役所に設置するタブレット端末を用いて遠隔で手話通訳を行います。

### 1. サービスの提供

#### (1) サービスの提供日及び提供時間

平日(土・日・祝・年末年始を除く。)の午前10時から午後5時までです。

#### (2) 手話通訳者

香芝市の専任手話通訳者が対応します。

### 2. サービスの内容及び対象者

このサービスは、聴覚に障がいをお持ちの方(手話が必要な方)が市役所の窓口で各種手続きを行う際に、テレビ電話機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものになります。

※窓口での各種手続き以外の内容を目的としたサービスを提供することはできません。

### 3. 遠隔手話サービスでの対応が困難な場合について

・タブレット端末によるテレビ電話での対応が、難しいと判断される場合につきましては、専任手話通訳者が市役所へ行き対応する場合があります。

※上記の際は、後日改めて時間調整をさせていただく場合があります。

・専任手話通訳者が窓口対応中の場合等、サービスの提供ができない場合があります。

#### 市役所の窓口到手話が必要な方が窓口に来られた時のイメージ図

市役所に手続きに来られた、手話を必要とする聴覚障がいの方に対し、社会福祉課にいる専任手話通訳者がタブレットを用いた遠隔手話を行います。

